

平成24年1月16日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## マイカー通勤の非課税限度額

平成23年度税制改正では、自動車など交通用具で通勤する給与所得者が平成24年1月1日以後に受ける通勤手当から非課税限度額が縮小します。

地方はもちろん、首都圏でもマイカー通勤をしているサラリーマンも少なくないです。経理担当者としては課税所得の計算ミスをしないよう心掛けていただきたいです。

### I. 今回の見直し

通勤距離が片道15km以上の通勤者へ支給する通勤手当の非課税限度額のうち、通勤距離に応じた一定額の上乗せ部分の廃止です。

従来は下記の非課税限度額に加え、電車等の運賃相当額まで10万円を上限にしていたのですが、今回の見直しでは運賃相当額がたとえ5万円でも距離による限度額が非課税となりました。

▼片道15km以上25km未満	1万1,300円
▼片道25km以上35km未満	1万6,100円
▼片道35km以上45km未満	2万900円
▼片道45km以上	2万4,500円

片道15km未満については従来と変わらず、下記の非課税限度額です。

▼片道2km以上10km未満	4,100円
▼片道10km以上15km未満	6,500円

これら非課税限度額を超える運賃相当額を超える通勤手当を支払った場合は、その差額分が課税対象となります。

### II. 例示

マイカー通勤している片道20kmのサラリーマンが、最寄駅から会社まで電車で通勤した場合の運賃相当額3万円の支給を受けていれば、全額非課税となっていたのですが、1月1日以後は、片道の通勤距離の非課税限度額は1万1,300円です。もし仮に従来通りの3万円を支給している場合1万8,700円は給与所得として源泉徴収が必要となります。

### III. マイカー通勤以外の場合

自転車通勤者に対して通勤手当を支給する場合も非課税限度額はマイカー通勤と同様です。要するに、距離による限度額が優先となり、電車等の運賃相当額までは認められません。なお、電車等の交通機関の利用者に対する見直しはなく、1月当たり10万円以下の実費が非課税となっています。